

第4 計画のめざす姿

1 計画のめざす姿

本道の未来を担う子どもたちがのびのびと心豊かに成長することは、道民すべての願いであり、少子化が進行する中で、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安や障壁を取り除き、第二期計画と同様に、豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、「安心して子どもを生み育てることができる環境」、「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくりを進めていきます。

このため、現状の少子化の流れを変え、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に向けて、条例で定められた11の基本的施策に基づき、向こう5年間の少子化対策に関する施策目標を定め、道民全体で結婚・妊娠・出産・子育てや子どもの成長を応援する気運の醸成を図りながら、ライフ・ステージごとに切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施します。

2 目標等の設定

少子化対策を長期にわたり計画的に進めるためには、施策の効果を的確に検証し、住民の理解促進や意識改革を進める観点などから、誰にでもわかりやすい目標を設定し、取り組むことが重要であり、道としては、今後、「結婚や出産を望むすべての人々の希望がかなえられる地域社会の実現」を基本目標に掲げ、各般の施策を進めていくこととします。

この基本目標の達成に向けて、本計画期間（H27～H31）内においては、合計特殊出生率が東京都、京都府に次いで全国で3番目に低い状況で推移していることを踏まえ、札幌市を中心とした都市部の出生率の改善などに取り組み、全国平均との乖離を縮小し、全国水準まで引き上げることを中期的な目標として設定します。（H25:全国 1.43道 1.28）

このほか、関係法令に基づき、道が定めることとされている事項及び少子化対策に関連する次の指標などを設定し、庁内各部や関係機関との連携のもと、その計画的な推進や効果の検証などを通じ、これらの目標の実現を図っていきます。

(1) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に定めることとされている事項

子ども・子育て支援法により国が定めた「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的指針」に基づき、都道府県が子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている指標等

① 都道府県設定区域

広大な本道にあっては、子どもたちが居住している市町村内において教育・保育や各種の子育て支援サービスなどを受けることができる体制を構築することが望ましいことから、道では179市町村を単位として区域を設定します。

なお、この区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の単位となるものであり、需給調整に当たっては、国の基本指針に基づき行うこととします。

② 各年度における教育・保育の量の見込み等

市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、道が設定した区域ごとに、子どもの認定区分に応じた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）に係る必要利用定員総数などを定めます。

放課後児童クラブなど市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に関して、計画期間中に達成すべき目標事業量を定めることとします。

③ 各年度における認定こども園の目標設置数

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況などによらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域住民の利用希望などに沿って利用が可能となるよう、道が設定した区域ごとに目標設置数などを定めます。

④ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育を行う者の見込み数

教育・保育の提供が必要な子どもの数を定めた市町村子ども・子育て支援事業計画を基本として、現行の認定こども園や幼稚園、保育所の施設数などを勘案し、必要となる保育教諭、幼稚園教諭、保育士及び家庭的保育者等の見込み数を定めます。

(2) 「家庭的養護推進計画」に定めることとされている事項

「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、平成27年度から平成41年度までの15年間の家庭的養護を必要とする児童の見込み数や里親委託率の向上のために確保すべき事業量、施設ごとの小規模化の計画を定めることとし、第三期計画においては、計画期間である15年間を3期（前期・中期・後期）に区分した前期分の目標を設定します。

(3) その他の目標

道の独自項目など第二期計画において設定した項目の目標事業量や他の計画において指標として設定している項目など計画期間中に達成すべき目標を設定する必要がある項目について、目標を定めることとします。

※ 道の総合計画（ほっかいどう未来創造プラン）等で定める目標値を本計画の目標事業量に設定する項目については、各計画の見直し又は新計画の策定時に新たな目標値を設定した場合に現目標事業量を見直すこととします。

※ 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、新たに取り組むべき目標とされた項目については、今後、道の「地方版総合戦略」策定時に併せて、本計画への反映を検討することとします。

第5 計画の内容

少子化対策は、経済・雇用や地域医療・福祉、地域振興、教育など、様々な分野と深く関わっており、本計画においては、条例で定める11本の基本的施策を中心に、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」、「子育ち・自立」の4つのライフ・ステージとそれを支える地域の環境づくりの5つのステージを設定し、各ライフ・ステージに盛り込まれた少子化に関連する施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

＜施策の体系＞

施策の目標	
結婚	■出会いへのサポートなどの結婚支援 ○適切な情報提供や相談体制の整備 ○広域連携による結婚サポート事業の推進
	■結婚を応援する気運の醸成 ○結婚支援に関する正確な情報提供 ○次世代教育の実施
妊娠・出産	■妊娠・出産を応援する気運の醸成 ○妊娠・出産に関する正確な情報提供
	■妊娠・出産に関する支援体制の整備 ○母子保健サービスの推進体制の整備 ○相談体制等の整備 ○産後ケア体制の充実
	■周産期医療体制の整備 ○総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備 ○産婦人科医師の確保等
	■不妊治療等への支援 ○相談体制の整備 ○経済的負担の軽減
子育て	■地域の子育てを応援する気運の醸成 ○子育てに関する正確な情報提供 ○父親の育児への積極的参加の促進 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進
	■待機児童の解消等 ○保育サービスの充実
	■幼児教育・保育の充実 ○教育・保育の一体的提供の促進 ○多様な保育サービスの提供 ○教育・保育を支える人材の確保及び質の向上 ○良質なサービスの確保 ○子育て支援等に関する情報提供
	■放課後児童の健全育成 ○放課後児童の健全育成
	■地域における子育て支援体制等の充実 ○子育て支援拠点等の整備 ○相談体制の整備
	■ひとり親家庭等への支援の充実 ○相談機能の充実 ○就業支援の充実 ○生活・経済的支援の充実 ○母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実
	■家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実 ○社会的養護体制の整備 ○家庭的養護の推進
	■障がい等のある子どもへの支援等の充実 ○特別支援教育の確保等 ○障がい児への支援
■雇用環境等の整備 ○ワーク・ライフ・バランス等に関する気運の醸成 ○企業等における取組の促進 ○両立のための環境整備 ○積極的な企業に対する優遇制度の推進	

施策の目標	
子 育 て	■乳児及び幼児等の健康の確保 ○小児医療の提供体制の整備 ○母子保健サービスの推進体制の整備 ○食育の推進
	■子育て世帯の経済的な負担の軽減 ○経済的な負担の軽減
	■総合的な虐待防止対策の推進 ○児童虐待防止等に関する普及啓発 ○児童相談所の機能及び市町村支援の充実 ○養育支援を必要とする家庭の把握や支援のための体制整備 ○里親による養護援助体制の整備 ○児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備 ○被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援 ○配偶者暴力相談支援センターとの連携
子 育 ち ・ 自 立	■未来の親となる若年者への就労支援 ○若年者の雇用の安定
	■子どもの権利及び利益の尊重 ○子どもの意見の適切な社会反映
	■家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実 ○児童養護施設等退所児童への自立支援
	■子どもの健全育成等の促進 ○望ましい生活習慣確立のための意識啓発 ○児童館活動の促進 ○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備 ○公園、遊び場の確保 ○食育等の普及 ○学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
	■教育環境の整備 ○キャリア教育等の推進 ○地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備 ○家庭及び社会教育への支援の促進 ○いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備 ○経済的負担の軽減
■若者への雇用環境の整備 ○若者の就業支援体制の整備 ○若者が地方にとどまり、働く就労の場の創出	

施策の目標	
地 域 の 環 境 づ く り	■社会全体による取組の推進 ○少子化対策に関する推進体制の整備 ○地域における取組への支援 ○子育て支援団体等の活動の促進 ○地域住民等による地域ぐるみの取組の促進
	■教育環境の整備
	■生活環境の整備 ○子育てに配慮した住宅の供給促進 ○安全な道路交通環境等の整備 ○子育てバリアフリー等の整備 ○犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進
	■市町村における取組への支援 ○定住や移住促進に向けた取組への支援 ○総合振興局・振興局による市町村支援
	■国の施策に関する提案 ○少子化対策の抜本強化 ○子育て支援等に係る施策の充実 ○子どもの安全・安心の確保

※施策の目標を達成するための取組の実施に当たっては、計画期間中における社会経済情勢の変化等を勘案しながら対応していく。

1 計画の内容

結婚のステージ

～自立して家庭を持つことができる環境づくり～

<現状>

- 未婚率、平均初婚年齢ともに上昇する傾向にあります。
- いざなは結婚しようと考えている未婚者の割合は、男性が 86.3%、女性が 89.4% と高い水準を維持しています。
- 結婚しない理由としては、「適当な相手にめぐり会わない」、「必要性を感じない、自由さを失いたくない」、「結婚資金が足りない」などがあげられます。
- 結婚し家庭を持ちたいと望みながらも、こうした環境が整わないので、未婚や晩婚につながっています。

<課題>

- 結婚を希望する方への支援
 - ・ 仕事が多忙、地域や周囲との交流が少ないなど、出会いの機会に恵まれない未婚者への交流の場の提供やきめ細やかな相談支援が必要です。
- 結婚を応援する気運の醸成
 - ・ 結婚を望む人や子育て世帯を社会全体で応援する機運を醸成し、将来のライフプランに夢や希望をもてる環境の整備が必要です。

<具体的な取組>

■出会いへのサポートなどの結婚支援

- 適切な情報提供や相談体制の整備
 - ・ 結婚を望む方の希望が実現するよう、婚活情報総合ポータルサイトなどによる適切な情報提供体制の整備や結婚を希望する方へのセミナーの開催など、出会いへのサポートを行うとともに、結婚に関する相談やアドバイス等に適切に対応できるサポート体制づくりを進め、結婚支援を行います。
- 広域連携による結婚サポート事業の推進
 - ・ 住み慣れた地域で結婚し、暮らしていくことを望んでいる方々が多くの出会いの機会に恵まれるよう、近隣市町村が共同で実施する婚活事業など、広域的な連携による結婚サポート事業への支援を行います。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
婚活セミナーの開催数	—	延べ 35 か所	H31

■結婚を応援する気運の醸成

- 結婚支援に関する正確な情報提供
 - ・ 道民の方々の結婚や妊娠・出産の希望が実現するよう、結婚・妊娠・出産・育儿に関する情報を発信するための総合ポータルサイトを運用し、様々なニーズに合わせた正確な情報をわかりやすく集約し提供します。
- 次世代教育の実施
 - ・ 近い将来、結婚して家庭を持つであろう大学生や専門学校生、高校生を対象に、結婚し家庭を築き、出産という新たな命が誕生することの素晴らしさや夫婦とともに協力しながら子育てしていくことの喜びなどを伝え、自己の将来を考える機会を提供するため、フォーラムや出前講座を開催するとともに、健康教育などの機会を活用するなど、次の世代の親となる若年者に対する意識啓発の取組の充実を図ります。
 - ・ 「次代の親づくり支援事業プログラムガイド」をホームページに掲載するなど、家庭を持つことの大切さなどについて若年者への理解を深める啓発を行います。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
次世代教育のための出前講座 実施数（大学数）	16 校	延べ 120 校	H31



妊娠・出産のステージ

～子どもをもちたいと思う人が

安心して子どもを産むことができる環境づくり～

＜現状＞

- 少子化・核家族化による家庭や地域における子育て機能の低下から、育児に不安や困難感を持つ人が増えています。
- 出産年齢が上昇傾向にある中、リスクの高い妊産婦や新生児に対する高度な医療が求められている一方で、産科医師の減少や地域偏在などによって、身近な地域での安全で安心な妊娠・出産が困難になっています。
- 不妊に悩む方が増加していますが、治療には費用や心身両面で大きな負担を伴うことから、あきらめてしまうケースもあるなど、子どもを産み育てたいという希望が必ずしも簡単にかなわない状況にあります。

＜課題＞

- 情報提供・相談支援
 - ・ 適切な母体管理のための情報提供や、妊娠・出産、産後のケア等に関する相談支援体制の充実が必要です。また、妊娠・出産に関する正しい知識等を思春期から学べるようにすることが必要です。
- 育児不安や養育困難感を持つ家庭の支援
 - ・ 妊娠中から、育児不安などを持つ家庭を早期に把握し、支援する体制整備が必要です。
- 周産期医療体制の整備
 - ・ 誰もが身近な地域で安全かつ安心して出産できる医療体制の整備が急務です。
- 不妊治療への支援
 - ・ 不妊治療に対する支援や出産一時金の充実など、経済的負担の軽減が必要です。

＜具体的な取組＞

■妊娠・出産を応援する気運の醸成

- 妊娠・出産に関する正確な情報提供
 - ・ 総合ポータルサイトなどで妊娠や出産に関する正しい知識の普及を図ります。
 - ・ 小・中学校、高等学校などの健康教育の一環として、妊娠・出産などの正しい知識の習得を促進します。
 - ・ 子どもを生み、育てるに夢や喜びを感じることができる環境づくりを進めることで、妊娠・出産を迎える人々を社会全体で応援する啓発活動を行います。

■妊娠・出産に関する支援体制の整備

- 母子保健サービスの推進体制の整備
 - ・ 家庭の経済状況などに関わらず、身近な地域で安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期からの健康管理や相談に適切に対応する体制整備を図り、切れ目のない支援を行います。

- ・ 妊娠から出産まで、一貫した保健や医療のサービスの提供が受けられるよう、地域における関係機関のネットワークの構築と連携促進を図ります。
- ・ 市町村が行う妊婦健診の円滑な実施のための支援や、その他母子保健サービスに対する広域的・専門的立場からの必要な助言や技術的支援などを行います。

○ 相談体制等の整備

- ・ 妊娠・出産を迎える人や望まない妊娠をした人の不安や悩みを軽減するため、各道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」などによる、身近な地域で総合的な相談に対応できる体制の充実を図ります。
- ・ 育児に対する不安の軽減などを図り、妊娠中からの子育ての仲間づくりのきっかけとするため、地域における妊産婦同士の交流の場となるマタニティサロンなど市町村が実施する交流事業や子育て中の父親向けの情報などについて、ポータルサイトなどで広く情報発信します。

○ 産後ケア体制の充実

- ・ 産院退院後の不安や悩みなどの早期解消を図るため、母子保健サービスなどを通じた妊産婦の心身の状況を把握し、早期に支援を行います。
- ・ 出産直後から身近な地域で心身のケアや育児サポートなど専門職員によるきめ細やかな支援が受けられるよう、関係機関との連携のもと、体制整備に向けた検討を進めます。

■周産期医療体制の整備

○ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備

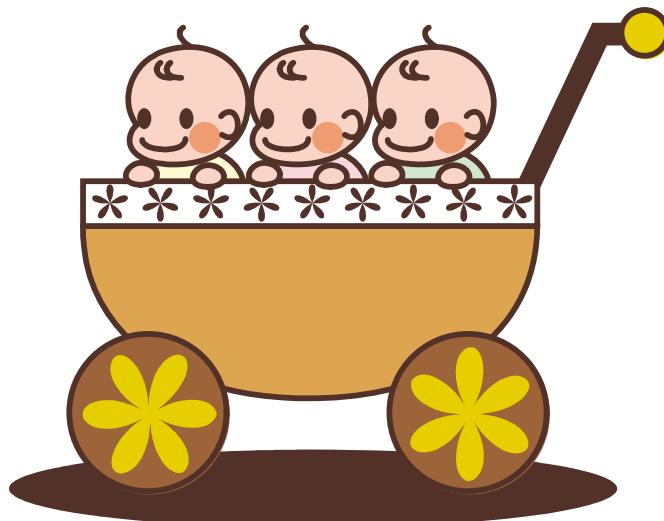
- ・ 総合周産期母子医療センター等における産婦人科医師の確保や圏域内の医療技術向上のための研修等を行い、地域の周産期医療体制を支えるとともに、救急時のスムーズな搬送体制の整備に努めます。
- ・ 対応が難しいハイリスクの胎児や新生児に対応するため、特定機能周産期母子医療センターである道立子ども総合医療・療育センターにおける患者の受入や全道の医療従事者を対象とした研修開催などの技術支援を行います。
- ・ 身近なところに産科医療機関がない地域でも、安心して妊産婦健康診査や保健指導が受けられるよう、医療機関や関係団体と連携し、助産師外来や院内助産所の設置などを推進します。
- ・ 地域で安心して出産できるよう、周産期医療に関する適切な情報提供や相談体制の充実に努めます。

項目	平成24年度実績	目標事業量等	目標年次
総合周産期母子医療センターの整備	4か所	6か所	H29
助産師外来の開設第二次医療圏数	11圏域	21圏域	H29

- 産婦人科医師の確保等
 - ・ 三医育大学や関係機関の協力の下、総合周産期母子医療センター等への優先的かつ重点的な産婦人科医師の確保に努めます。
 - ・ 産科医療を確保する必要がある地域周産期母子医療センターや地域の病院に対する産婦人科医師の優先的な確保や総合周産期母子医療センター等との連携による支援体制を確保していきます。
 - ・ より身近なところで安心して出産できる環境の整備をめざすため、産婦人科医師の勤務環境の改善促進や手当助成制度等によるインセンティブの向上を図るほか、産婦人科医師を希望する若い医師の育成などを行い、産婦人科医師不足の解消に取り組みます。

■ 不妊治療等への支援

- 相談体制の整備
 - ・ 子どもを持つことを希望しながら子どもに恵まれない方の心の悩みや専門的な相談に対応するため、不妊専門相談センターによる相談を実施するとともに、ピア・サポートによる相談支援体制を整備します。また、流産を繰り返すなど、不育症に悩む方に対する相談体制や支援のあり方について検討します。
- 経済的負担の軽減
 - ・ 医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる特定不妊治療への経済的支援を行います。



子育てのステージ

～安心して子どもを育てることができる環境づくり～

＜現状＞

- 働く女性が増加する一方で、待機児童の解消が図られていないことや、仕事と育児を両立できる雇用環境が整っていない状況にあります。
- 理想より実際に持つつもりの子どもの数が少ない理由の上位に、「これ以上の育児負担に耐えられない」「仕事に差し支える」などがあがっているほか、全体の約60%が「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と答えるなど、長期的な景気低迷や雇用の非正規化などを背景に、子育て世代は経済面でも大きな負担感を持っています。
- 核家族化が進行する中で子育ての負担感も増大しています。
- 児童虐待相談対応件数が増加しており、約4割が乳幼児期に発生しています。

＜課題＞

- 子育て環境の充実
 - ・ 子ども・子育て支援新制度を着実に推進し、待機児童の解消や質の高い教育・保育の提供体制を確保していくことが必要です。
- 子育て世帯の負担感の軽減
 - ・ 地域で子育てを応援する仕組みや体制を整備することにより、母親に過重な負担がかからないような子育て環境の整備が必要です。
- ひとり親家庭への支援
 - ・ ひとり親家庭の自立を促進するため、就業面、生活面をはじめとする総合的な支援が必要です。
- 仕事と育児の両立支援
 - ・ 育児休業制度の期間の延長や企業の子育て支援制度の充実などによるワーク・ライフ・バランスの推進など、働きながら安心して子育てができる総合的な環境整備に取り組むことが重要です。
- 経済的な負担の軽減
 - ・ 両立支援の取組を進め、ライフ・ステージの中でも最もお金がかかる出産・子育ての時期においても安定した収入が得られるとともに、保育料や教育費、子どもの医療費など、様々な経済的負担を軽減することにより、安心して多くの子どもを生み育てていける環境の整備を図ることが必要です。
- 育児不安や養育困難感を持つ家庭の早期把握・早期支援
 - ・ 養育に困難感を持つ家庭や虐待の可能性がある家庭などを早期に把握し支援する体制を整備することが必要です。

＜具体的な取組＞

■地域の子育てを応援する気運の醸成

- 子育てに関する正確な情報提供
 - ・ 地域全体で子育て世帯を応援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービス等に関する市町村やNPO等の先進的な取組事例を収集し、情報提供します。

- ・ 子育て世帯が不安なく外出できるよう、地域のバリアフリー施設の情報などを提供します。
 - ・ 国が整備を進める「子育て世代包括支援センター」なども活用しながら、身近な地域において、出産前から子育てに至るまでのそれぞれのライフ・ステージの中で抱える悩みに的確に対応し、必要な情報を迅速に提供する体制を整備します。
 - ・ 各市町村が実施する地域の子ども子育て支援事業の内容などについて、広く情報提供します。
 - ・ 障がい児に関する子育て支援サービスの情報など、地域におけるすべての子どものニーズに応じた情報を提供し、適切な支援へつなげるため、市町村における体制整備を支援します。
- 父親の育児への積極的参加の促進
- ・ 父親の育児への積極的な参加を促進するため、総合ポータルサイトによる適切な情報提供や企業と連携した父親の意識醸成を図る講座を開催するほか、職場環境の整備を働きかけます。
 - ・ 家庭内の子育てに関する知識の向上を図り、育児への関心を高めるため、体験型イベントなどの開催により、男性の育児参加への意識の醸成を図ります。
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進
- ・ 労働者や事業主、地域住民など社会全体での理解を促進するため、市町村や企業、関係団体、民間団体などと連携し、仕事と家庭の両立支援に関連する制度や法律についての広報・啓発に取り組みます。
 - ・ 地域における仕事と家庭との両立に関する理解を図るため、地域における子育て支援のネットワークづくりを促進するとともに、市町村やNPO等の先進的な子育て支援サービスの取組事例を情報提供するなど、気運の醸成を図ります。
 - ・ 男女平等参画社会の実現に向け、家事や育児など家庭生活への男女の平等参画の促進を図るとともに、企業等における働き方の見直しなどの意識啓発や関係機関との連携による社会的気運の醸成、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、様々な制度の定着に向けた啓発を行います。

■ 待機児童の解消等

- 保育サービスの充実
- ・ 都市部を中心とした保育サービスの待機児童の解消を図るため、市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所及び認定こども園の計画的な整備や地域型保育事業の実施並びに人材の確保などを進め、サービス提供体制の確保を図るとともに、利用者に対する情報の提供や公表を行います。
 - ・ 利用者が求める多様な保育サービスの確保を図るため、各市町村が実施するニーズ調査や体制整備の状況などを把握し、必要に応じ、市町村区域を超えた広域的な調整を図るなどの支援を行います。
 - ・ 様々な働き方に対応するため、認定こども園の設置促進を図るとともに、小規模保育や家庭的保育の提供などにより、待機児童の解消をめざします。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
待機児童数	473 人	ゼロ	H29

■ 幼児教育・保育の充実

○ 教育・保育の一体的提供の促進

- ・ すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿った質の高い教育・保育サービスの普及などにより、発達段階や地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。
- ・ 適切な規模による教育・保育の一體的な提供や、地域における子育て支援体制を充実するため、地域の実情に応じた認定こども園の設置を促進します。
- ・ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な施設改修や人材確保に関する支援に努めます。
- ・ 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、認定こども園、幼稚園及び保育所や地域子ども・子育て支援事業の事業者など関係者相互の連携が図られるよう、各地域に設置している少子化対策圏域協議会などを活用し、必要な情報提供や助言を行います。



＜学校教育や保育を必要とする量の見込み及び確保方策＞

・年度別の見込み数

(単位：人)

	平成27年度				平成28年度			
	幼児期の学校 教育を希望す る子ども	保育を必要とする子ども			幼児期の学校 教育を希望す る子ども	保育を必要とする子ども		
		3歳以上	1・2歳	0歳		3歳以上	1・2歳	0歳
	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)		(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	
量の見込み	66,328	44,593	27,811	7,531	65,517	43,743	27,340	7,329
確 保 方 策	認定こども園・ 幼稚園・保育所	76,461	44,829	23,184	6,794	75,193	45,663	23,695
	特定地域型 保育事業			1,185	437			1,513
	認可外保育 施設		6,321	2,457	729		5,914	2,249
	計	76,461	51,150	26,826	7,960	75,193	51,577	27,457
								8,140

	平成29年度				平成30年度			
	幼児期の学校 教育を希望す る子ども	保育を必要とする子ども			幼児期の学校 教育を希望す る子ども	保育を必要とする子ども		
		3歳以上	1・2歳	0歳		3歳以上	1・2歳	0歳
	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)		(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	
量の見込み	64,353	42,863	26,651	7,180	63,161	41,947	26,163	7,004
確 保 方 策	認定こども園・ 幼稚園・保育所	74,572	45,948	24,178	7,244	74,204	46,312	24,338
	特定地域型 保育事業			1,832	586			1,971
	認可外保育 施設		5,459	2,027	574		4,984	1,871
	計	74,572	51,407	28,037	8,404	74,204	51,296	28,180
								8,411

	平成31年度			
	幼児期の学校 教育を希望す る子ども	保育を必要とする子ども		
		3歳以上	1・2歳	0歳
	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	
量の見込み	61,740	41,273	25,547	6,851
確 保 方 策	認定こども園・ 幼稚園・保育所	74,062	46,155	24,268
	特定地域型 保育事業			7,333
	認可外保育 施設		1,984	602
	計	74,062	50,992	28,065
				8,389

注 1 「幼児期の学校教育を希望する子ども」には、保育を必要とする3歳以上の子どものうち幼児期の学校教育の利用希望が強い子どもを含む。

2 「特定地域型保育事業」：家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育を行う事業

＜認定こども園設置数＞

	H26年10月 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (目標)
認定こども園設置数	75か所	112か所	214か所	260か所	283か所	298か所

・道内における「量の見込み」等の考え方

市町村が、保護者の就労状況や利用意向などを把握した上で、幼児期の学校教育や保育を必要とする量の見込みを算出し、市町村子ども・子育て会議等で検討を行い、各年度の量の見込み及び確保方策を設定しており、道においては、市町村目標数の積み上げを基本として、全道における「量の見込み」等を設定しています。

なお、区域（市町村）別設定状況については、別表として整理し記載しています。

(参考) 平成26年度入所児童数実績見込み(平成26年10月1日現在)

	幼稚園 在園児	保育所等入所児童		
		3歳以上	1・2歳	0歳
平成26年度 実績見込み	63,761	46,893	24,206	6,403

- 注1 「幼稚園在園児」 : 幼稚園（国又は地方公共団体から運営費補助を受けている保育所型又は地方裁量型の認定こども園の幼稚園機能部分を含む。）の在園児（3～5歳に限る。）
 2 「保育所等入所児童」 : 保育所（国又は地方公共団体から運営費補助を受けている幼稚園型若しくは地方裁量型認定こども園の保育機能部分を含む。）、小規模保育、グループ型小規模保育、家庭的保育、特定保育、認可化移行総合支援事業（運営費支援）又は地方公共団体における単独保育施策の入所児童

○ 多様な保育サービスの提供

- ・ 様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスが受けられるよう、地域における延長保育、病児・病後児保育や預かり保育、地域型保育など多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を支援するとともに、利用者に対する情報提供を行います。
- ・ 地域の多様なニーズに対応できるよう、市町村における新規参入事業者への支援等を促進するとともに、質の高い人材の確保及び資質の向上を図ることなどにより、保育サービスの充実に努めます。
- ・ 地域におけるすべての子どもに対する支援体制の整備が促進されるよう、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化を促進します。

項目	H25年度 (実績)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 (目標)
時間外保育 (延長保育)	498か所	750か所	790か所	821か所	836か所	856か所
病児・病後児 保育	29か所	50か所	51か所	57か所	60か所	86か所
一時預かり	317か所	481か所	505か所	520か所	527か所	540か所
子育て短期 支援	27市町村	39市町村	40市町村	40市町村	40市町村	47市町村
利用者支援 事業	—	42市町村	46市町村	46市町村	47市町村	53市町村

- 注1 「一時預かり」 : 私用など理由を問わずに保育所等で一時的に子どもを保育する事業
 2 「子育て短期支援」 : 児童養護施設等で一定期間又は休日・夜間に子どもを保護する事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
 3 「利用者支援」 : 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）や地域の子育て支援事業に係る情報提供や相談を実施する事業

項目	平成25年度実績	目標事業量等	目標年次
夜間保育	6か所	10か所	H31
休日保育	27か所	55か所	H31

- 教育・保育を支える人材の確保及び質の向上
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画等に基づく教育・保育を提供するために必要な保育教諭や幼稚園教諭、保育士などの養成や確保を推進するとともに、資質の向上を図るための研修を実施します。

＜特定教育・保育及び特定地域型保育事業を行う者の必要見込み数＞ (単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園・幼稚園・保育所	保育教諭	1,382	2,396	2,853	3,031	3,212
	幼稚園教諭	3,977	3,445	3,232	3,172	3,072
	保育士	11,865	11,492	11,475	11,428	11,295
特定地域型保育事業	保育士	301	374	451	479	483
	保育従事者	40	50	60	64	65
	家庭的保育者等	118	136	156	162	164
認可外保育施設	保育士	542	501	465	423	411

必要見込数：市町村子ども・子育て支援計画に基づく学校教育や保育を必要とする子どもに対する確保方策の人数を、施設種別毎に振り分け、職員配置基準や配置実態に基づき算出。

(参考) 職員配置数 (単位：人)

	職員配置数
幼稚園教諭	5,092 (H26. 5 現在)
保育士	10,132 (H24.10 現在)

※ 保育士については非常勤職員を含まない人数

- ・ 幼稚園教諭と保育士の双方の免許や資格を有する従事者を増やすとともに、保育士資格を有さない従事者の資格取得の支援を行います。
- ・ 潜在保育士の再就職を促す研修等の充実を図ります。
- ・ 新人保育士の専門性を向上させるための研修を実施するなど、就業継続のための支援を行います。
- ・ 障がい児への対応など専門的な知識や技術を有する支援の充実に向け、教育・保育を支える人を対象とした専門研修を計画的に実施します。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を図るため、それぞれの教員等の合同研究協議の場の設定や幼児と児童の交流機会の確保を図ります。
- ・ 教育・保育を支える保育士などの待遇改善や負担軽減が図られるよう、賃金や職員配置数など勤務環境の改善に向けた取組を推進します。

○ 良質なサービスの確保

- ・ 日常の保育サービスなどを通じて、発達の遅れや障がいの有無などの早期発見や、養育支援が必要な家庭を把握し、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援につなげるため、認定こども園や保育所、幼稚園、子育て支援事業者などに対する専門的な助言を行うほか、研修機会を確保するとともに、地域の関係機関による情報共有のための体制整備を行います。

- ・ 教育・保育の質の確保や向上のため、各事業者に対し、運営状況の自己点検評価や改善を図る取組を促します。
- 子育て支援等に関する情報提供
 - ・ 地域における子育て支援サービスのネットワークの形成を促進するとともに、市町村やNPO等における先進的な取組事例を収集し、情報の提供を行います。
 - ・ 子育て中の保護者同士が交流できるよう、地域子育て支援拠点や認定こども園の活動のPRや子育てに関する相談対応、情報提供、助言その他の援助を行う体制整備などを支援します。
 - ・ 子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う体制整備を促進します。

■放課後児童の健全育成

- 放課後児童の健全育成
 - ・ 児童一人ひとりの発達段階に応じたきめ細やかな指導などを確保するため、適切な規模による放課後児童クラブの運営を促進します。
 - ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室における従事者等を対象とした研修の開催などにより、従事者・参画者等の確保や資質の向上を図ります。
 - ・ 子どもたちの放課後や週末等における安全で安心な活動拠点をつくるため、放課後子供教室未設置市町村への設置を働きかけるほか、活動プログラムの提供や研修会の開催などにより、活動の充実を図ります
 - ・ 放課後の安全・安心な居場所の確保や児童の健全育成を図るため、国の放課後子ども総合プランに基づき、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携した取組を推進します。

項目	H25年度 (実績)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 (目標)
放課後児童 クラブ	924か所	984か所	993か所	1,010か所	1,011か所	1,016か所

項目	平成25年度実績	目標事業量等	目標年次
放課後子供教室	94市町村	全市町村	H29

■地域における子育て支援体制等の充実

- 子育て支援拠点等の整備
 - ・ 子育て中の保護者が交流できるよう、子育てに関する相談対応や情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点の計画的な整備を進めます。
 - ・ 地域における子育て支援体制の充実を図るため、子育て支援団体等のネットワークの形成を促進します。
 - ・ 既存の保育サービスで対応できない緊急の保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの設置促進を図ります。

項目	H25 年度 (実績)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 (目標)
地域子育て支援拠点	303 か所	387 か所	390 か所	394 か所	397 か所	398 か所
ファミリー・サポート・センター	51 市町村	53 市町村	54 市町村	60 市町村	64 市町村	76 市町村

※地域子育て支援拠点～親子が集まり、相談や情報の提供などを受ける場（子育て支援センターなど）

○ 相談体制の整備

- 子どもの基礎を培う重要な時期である幼児期における子育てに関して、道立教育研究所における電話相談や臨床心理士による面接相談など、専門的立場からのアドバイス等が提供できる相談体制の充実を図ります。

■ひとり親家庭等への支援の充実

○ 相談機能の充実

- ひとり親家庭等への総合的な相談窓口の役割を担う母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの職員の資質の向上を図るため、研修等を実施します。
- ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の周知を図るため、ホームページ等の広報媒体を活用した普及啓発を図ります。

○ 就業支援の充実

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭等の自立に向けた就業に関する相談や職業訓練、就業情報の提供などの支援を行うとともに、個々の状況に応じた母子・父子自立支援プログラムの策定を促進します。
- ひとり親家庭等の安定した就業に向け、ハローワーク等との連携のもと、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援します。
- ひとり親家庭の母等に対し、就職に必要な知識や技能を習得するための支援を行う母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金支給事業を推進するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の活用による起業に対する支援を行います。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
母子・父子自立支援プログラムの策定数	168 件	250 件	H31

○ 生活・経済的支援の充実

- ひとり親家庭等の生活の安定を確保するため、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業等を促進します。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の活用により、経済的に不安定なひとり親家庭等の生活を支援するとともに、養育費確保等の相談支援を行います。
- ひとり親家庭等の生活や就業を支援するため、保育所の優先入所等を促進します。
- 保護を要する女性の自立を図るため、女性相談援助センターにおいて生活指導や就労支援等を行います。

- ・ひとり親家庭に安定した住まいを提供するため、公営住宅への優先入居や母子生活支援施設の活用を促進するとともに、子育て世帯を受け入れる民間賃貸住宅の情報を提供します。
- 母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実
 - ・ひとり親家庭等の福祉施策の総合的な拠点である母子・父子福祉センターの運営を支援するとともに、生活や就業の支援に当たり、母子・父子福祉団体や経済団体等との連携を図ります。
 - ・母子・父子福祉団体等への優先的な事業の発注や公的な施設内における売店等の設置許可などについて支援を行います。

■家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実

- 社会的養護体制の整備
 - ・児童養護施設等に義務づけられている第三者評価の受審を徹底することにより、施設の運営や処遇の質の向上を図ります。
 - ・児童養護施設等における処遇の向上と人材の育成を図るため、職員研修の実施を支援するとともに、心理療法担当職員等の専門職員の配置を促進します。
 - ・子どもの権利擁護を推進するため、子どもの権利ノートを活用し、子どもの意見をくみ上げる仕組みを整備するとともに、児童養護施設等における風通しのよい運営の確保や職員の資質の向上等を図ることにより、被措置児童等虐待を防止します。
 - ・児童養護施設等の入所児童が、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できるよう、児童の社会性や豊かな人間性の醸成等につながる多様な体験活動の機会を設けるなど、学習の場の充実を図ります。
- 家庭的養護の推進
 - ・児童養護施設等における小規模グループケアの導入や地域分散化、里親やファミリーホームへの委託を進め、できる限り家庭的な環境のもとでの養育を推進することとし、国の方針を踏まえ、平成41年度までの15年間に、児童養護施設等の本体施設、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設、里親及びファミリーホームの割合を3分の1ずつにすることをめざします。なお、平成31年度までの前期5年間については、それぞれの割合を66%、8%、26%にすることを目標として設定し、その達成に努めます。
 - ・児童養護施設等が地域の専門的支援機関としての役割を担えるよう、里親や退所児童の支援を担当する職員の配置を促進するなど、機能の強化を図ります。
 - ・小規模グループケアや地域小規模児童養護施設が適切に運営されるよう、体制整備や人材育成の取組に対する支援を行います。
 - ・里親やファミリーホームの制度について広く周知することにより、将来の家庭的養護の担い手となる人材の確保を図ります。

	現状 平成 25 年度			前期 平成 31 年度			中期 平成 36 年度			後期 平成 41 年度						
	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合				
本体施設	25	1,611	73.3%	25	1,439	66.4%	26	1,299	60.1%	27	752	37.5%				
小規模グループケア	3	6	3.6%	3	18	7.5%	12	80	11.2%	67	402	28.8%				
地域小規模児童養護施設	12	72		24	144		27	162		29	174					
里親	431		23.1%	457		26.1%	482		28.7%	507		33.7%				
ファミリーホーム	13	77		18	108		23	138		28	168					
計	2,197			2,166			2,161			2,003						
家庭的養護を必要とする児童の見込み数	2,036 (実績値)			1,855			1,750			1,650						

■ 障がい等のある子どもへの支援等の充実

- 特別支援教育の確保等
 - ・ 発達障がいを含む、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うため、幼稚園、小・中学校、高等学校等のすべての教員の特別支援教育に関する理解が深まるよう研修の充実を推進します。
 - ・ 障がいのある幼児児童生徒に対して、本人及び保護者の意向を踏まえ、一貫した指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画を作成・活用し、効果的な指導や支援の充実を図ることを推進します。
 - ・ 特別支援学校における地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等に対する学習指導の進め方や個別の指導計画の作成などについての積極的な支援を推進します。
- 障がい児への支援
 - ・ 発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、市町村など身近な地域で早期に支援を受けられるよう、様々な母子保健サービスや子育て支援サービスと子どもの発達支援に対する専門的なサービスが密接に連携し、障がいのある子どもとその家族を包括的に支援する体制の整備を支援します。
 - ・ 障がいのある子どもに対する相談や通所支援などのサービス提供基盤の整備を進めるとともに、医療や教育、労働など関係機関との連携、一般の子育て支援サービスと障がい児支援施策との連携強化や、里親制度の活用による家庭的な養育環境の提供を促進します。
 - ・ 重症心身障がいなど医療的ケアを必要とする子どもへの支援体制の充実や、自立支援医療等の提供に努めます。
 - ・ 適切な医療を提供するため、障がいに応じた専門医療機関やかかりつけ歯科医の確保に努めるなど、保健・医療、福祉が連携し、総合的な支援体制を確保します。
 - ・ 障がいのある子どもが自立や社会参加をめざして心豊かにたくましく成長できるよう、学校と障がい児関係機関が連携し、個別の教育支援計画を策定するなど、切れ目のない支援体制を整備します。

- 障がいのある子どもを育てる保護者の抱える不安などに対し、市町村保健センターや保健所、児童相談所、療育機関などの専門機関による心理的なケアやカウンセリングを実施するほか、ペアレントメンターによる相談活動や親の会などと連携することにより、家族への支援の充実に努めます。

■雇用環境等の整備

- ワーク・ライフ・バランス等に関する気運の醸成
 - 市町村や地域における関係団体、民間企業等と連携し、企業の事業主や労働者をはじめ、地域住民を対象に、仕事と家庭の調和についての理解促進を図るセミナー等を開催します。
 - 仕事と家庭の両立支援に係る地域の気運を醸成するため、地域における子育て支援のシンポジウムやセミナー等を開催し、子育てのネットワーク構築を支援します。
- 企業等における取組の促進
 - 国等との連携により、働き方に見合った均衡ある処遇の確保や非正規労働者から正規労働者への転換に係る支援制度の導入などを促進します。
- 両立のための環境整備
 - 両立支援に向けた働き方の見直しや次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の事例を広く紹介し、企業側の気運の醸成を図ります。
 - 仕事と生活の調和に関する企業における職場環境の整備やセミナー等を開催するためにアドバイザーを派遣し、企業の両立支援への取組を促進します。
 - 関係機関等との連携により、育児・介護休業制度等の取得促進や多様な働き方に対応した短時間勤務制度等の導入促進、労働者の心身の健康の確保や仕事と生活の調和を図るために長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、企業における就業環境の整備を促します。
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や届出とその積極的な実施について企業に働きかけるとともに、国や関係機関との連携による企業の取組を多方面から支援します。

項目	平成22年度実績	目標事業量等	目標年次
女性（25～34歳）の就業率	62.5% <全国値63.7%>	全国平均値	H29

※「国勢調査」

項目	平成25年度実績	目標事業量等	目標年次
育児休業制度取得率	男性 2.0% 女性 89.4%	男性 10% 女性 85%	H29
年次有給休暇取得率	44.4%	66.3%	H31

- 積極的な企業に対する優遇制度の推進
 - ・ 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業を表彰し、その活動を評価し、広く広報することにより、企業の更なる取組を推進するとともに、他の企業への取組の普及を図ります。
 - ・ 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業を「北海道あつたかファミリー応援企業」として登録し、ホームページ等で広く広報するほか、物品購入等に係る業者選定の際の配慮や、各種優遇制度を活用し、多くの企業への取組普及を図ります。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
子育てを支援する企業の割合	大企業 97.6% 中小企業 2.52%	大企業 100% 中小企業 25%	H29

※一般事業主行動計画策定届の届出の状況

■乳児及び幼児等の健康の確保

- 小児医療の提供体制の整備
 - ・ できるだけ身近なところで疾病や症状等に応じた小児医療の提供が受けられるよう、地域において一次医療を担う病院や診療所の維持や確保など体系的な小児医療提供体制の充実に努めます。
 - ・ 休日・夜間における小児救急患者や入院を要する小児患者などに 24 時間 365 日体制で対応するための小児救急医療提供体制の整備を推進します。
 - ・ 子どもを抱える家族からの相談対応や、子どもの症状・状態に応じた小児医療を提供するため、小児救急電話相談や救急医療情報システムの充実を図ります。
 - ・ 小児慢性特定疾病児童等の自立に向けた支援策の充実に努めます。
- 母子保健サービスの推進体制の整備
 - ・ 母子保健を担当する職員等に対する研修を実施し、専門性の向上を図るほか、医療機関による新生児マス・スクリーニング検査の実施などにより、疾患の早期発見・早期療育につなげるための体制の充実を図ります。
 - ・ 妊娠期から幼児期までの親子の健康確保を図るため、市町村が実施する健康診査や訪問指導、保健指導等に対し、広域的・専門的な支援を行います。
 - ・ 母子保健活動などを通じ、医療機関等や市町村との連携及び情報共有を図ることにより、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による支援につなげるための必要な環境整備や市町村等の取組への支援を実施します。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
1歳6か月児健康診査受診率	96.4%	100%	H31
3歳児健康診査受診率	95.5%	100%	H31

※保健所設置市を除く。

- 食育の推進
 - ・ 乳幼児期からの望ましい食習慣や、食を通じた豊かな人間性や家族関係の形成を図るため、市長会や町村会、保健や教育分野との連携を深め、市町村食育推進計画の策定に対する技術的支援の実施などにより、計画の策定を重点的に推進し、地域ぐるみで食育の推進に努めます。
 - ・ 地域ぐるみで食育を推進するため、学校・家庭・地域社会が連携した地域における食に関するネットワークづくりを進めます。
 - ・ 乳幼児健康診査における栄養指導の機会等を活用し、子どもの食事や栄養状態を把握した上で適切な助言指導を行います。
 - ・ 家庭や地域、福祉、教育分野等との連携により、保育所等児童福祉施設における子どもの状況に応じた栄養管理の実施を推進します。

■子育て世帯の経済的な負担の軽減

- 経済的な負担の軽減
 - ・ 子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。
 - ・ 治療が長期化し、高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の保護者に対し、医療費を助成します。
 - ・ すべての就学前の子どもが平等で良質な教育・保育を受けることができるような環境の整備に向けて、市町村と連携し取組を進めます。
 - ・ 国の制度を活用しながら、出産を控えた世帯や多子世帯などへの生活支援などを検討し、子育て世帯に対する経済的負担の軽減に努めます。

■総合的な虐待防止対策の推進

- 児童虐待防止等に関する普及啓発
 - ・ 児童への重大な人権侵害である虐待を防止するため、民間企業や団体等との連携のもと、オレンジリボンキャンペーンなどの児童虐待防止に関する普及啓発を行います。
 - ・ 児童虐待を発見した際の通告義務について周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。
- 児童相談所の機能及び市町村支援の充実
 - ・ 児童相談所において、適宜、職員の配置や人材の育成等の機能充実を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることにより、医療的対応力や法的対応力の強化を図ります。
 - ・ 児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村職員をはじめ関係者向けの研修を実施し、相談対応に関する市町村支援の充実に努めます。
 - ・ 居住実態が把握できない子どもの発生を未然に防止するとともに、発生した際の子どもの安全確認が円滑に進むよう、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携強化を図ります。

- 養育支援を必要とする家庭の把握や支援のための体制整備
 - ・ 市町村における乳幼児健康診査等の母子保健活動を通じ、虐待のリスクのある家庭を早期に把握し支援する「虐待予防ケアマネジメントシステム」の活用を促進します。
 - ・ 妊娠期や出産後の早期の段階から医療機関と保健機関が情報を共有し、虐待のリスクのある家庭を把握し支援する「養育者支援保健・医療連携システム」の活用を促進します。
 - ・ 保育所等において虐待のリスクのある家庭を早期に把握し、市町村の母子保健事業と連携し支援につなげる「児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム」の活用を促進します。
 - ・ 市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の着実な実施により、虐待のリスクのある家庭の早期把握や支援を行います。
 - ・ 「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会が取り扱う対象範囲を拡大するとともに、児童相談所や保健所等による支援の充実を図ります。
- 里親による養護援助体制の整備
 - ・ 里親制度やファミリーホームの普及を図るため、様々な機会を通じ、制度の普及啓発を行います。
 - ・ 里親やファミリーホームの職員に対する研修を実施するとともに、相互交流の場を設け、養育に関する専門性の向上を図ります。
- 児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備
 - ・ 複雑・多様化する子どもや家庭の問題に相談者の身近な地域で適切に対応するため、児童養護施設や児童家庭支援センターによる家族支援の充実を図ります。
- 被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援
 - ・ 児童虐待や犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、専門家によるカウンセリングや保護者への助言など、関係機関と連携したきめ細やかな支援を行います。
- 配偶者暴力相談支援センターとの連携
 - ・ 家庭における配偶者やパートナーからの暴力は、男女の人権の尊重や男女平等参画を阻害する暴力的行為であるとともに、児童虐待との関連も深いことから、根絶に向けた社会的な認識の徹底を進めるとともに、被害者の相談窓口や支援体制の確保を図ります。
 - ・ 女性への暴力等の根絶に関する認識や相談窓口を広く道民へ浸透させるため、様々な広報媒体を活用した周知を図ります。

子育ち・自立のステージ

～次代を担う子どもたちが健やかに成長でき、
北海道に住み続けることができる環境づくり～

<現状>

- 社会環境の変化などにより、異年齢の子ども同士で遊ぶ機会が少なくなっています。
- 安全に遊びながら情操豊かな子どもの健全育成を図るため、児童館活動の促進や森林、河川など本道の自然環境を活かした公園や遊び場などの整備を進めています。
- 近年、非正規雇用の労働者数は増加傾向にあり、雇用者全体に占める割合は3分の1を超える状況にあります。
- 24歳以下の失業率は、平成26年6月には7.2%（男性8.6%、女性6.1%）と前年比0.9ポイント減となっており、回復傾向にあります。

<課題>

- 児童養護施設等退所児童への自立支援
 - ・ 児童養護施設等の退所者の中には、生活が安定していない者も多いことから、自立に向けたきめ細やかな支援が必要です。
- 地域資源等を生かした環境づくり
 - ・ 児童館等の計画的な整備や利用の促進を図ることが必要です。
 - ・ 子どもが身近な自然に安心してふれあうことができ、安全で自由に遊べる場所を地域に確保することは重要であり、本道の自然環境を活かした公園や遊び場などの整備を引き続き行うことが必要です。
 - ・ 地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境づくりを進めることができます。
- 労働体制の整備
 - ・ 社会全体で一人ひとりの労働者のキャリア形成を支え、雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保するとともに、非正規雇用の正規雇用への転換を促すことが必要です。
 - ・ 様々な要因により働くことに悩みを抱えている若者の職業的自立を支援するため、キャリア教育の推進や多様な就労支援メニューに基づく支援が必要です。

<具体的な取組>

■未来の親となる若年者への就労支援

- 若年者の雇用の安定
 - ・ 若年者が自立して家庭を持てるよう、特に非正規雇用者など不安定な就労環境にある若年者等への意識啓発を図り、適職選択による安定就労やキャリア形成に向けた支援を行います。

■子どもの権利及び利益の尊重

○ 子どもの意見の適切な社会反映

- ・ 「北海道子どもの未来づくり審議会」に「子ども部会」を設置し、子どもの目線に立って考えた北海道の課題の解決に向けた様々な意見を、道政へ反映させるよう取り組むとともに、市町村における子どもの意見反映の機会の確保等を促進します。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
子ども部会の運営	1 部会、年 2 回 H26.3 知事に建議	子どもの意見を 施策に適切に反映	H31

■家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実

○ 児童養護施設等退所児童への自立支援

- ・ 児童養護施設等退所児童に対し、進学のための奨学金制度の活用を促すとともに、就職や進学に向けた支度費を支給するなど、自立に向けたきめ細やかな支援を行います。
- ・ 児童養護施設等退所児童に対する自立支援を継続するため、基礎的な生活力を身に付けさせるための措置延長や自立援助ホームの活用を図ります。
- ・ 児童養護施設等退所児童の職場への定着や就学の継続を支援するため、各施設において担当職員の配置を促進するなど、相談対応や情報提供等のアフターケアの充実を図ります。

■子どもの健全育成等の促進

○ 望ましい生活習慣確立のための意識啓発

- ・ 「生活リズムチェックシート」の活用や「ノーゲームデー」の推進などによる、ネット利用も含めた望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。

○ 児童館活動の促進

- ・ 子どもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場としての役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた児童館等の整備や関係機関相互の連携協力体制の構築などを支援します。

○ 文化・スポーツ等に親しむ環境の整備

- ・ 子どもの豊かな感性や創造力などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりを推進するため、各地域における読み聞かせやブックスタートの普及を進め、未実施の市町村に対し、実施に向けた指導や助言を行います。
- ・ 国際理解や異文化への理解を通じ、グローバル社会で活躍できる国際的な視野を持った人材を育成するための環境整備に取り組みます。
- ・ 道立の各種文化・体験施設の維持管理に努めるとともに、学習ニーズの変化を踏まえた体験活動の検討を進め、様々な学習の場の充実を図ります。

- ・ 森林など北海道の豊かな自然環境を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験機会の場を提供するとともに、芸術鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実を図り、地域ぐるみで子どもの社会性や豊かな人間性を育む環境づくりを推進します。
- ・ 心身のバランスのとれた子どもの発育発達のため、親子でスポーツに親しむ機会の提供を図るほか、日常的に運動や外遊びに親しむことができるよう、地域での運動や外遊びの促進を図ります。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
ブックスタート事業の実施状況	164 市町村	全市町村	H29

※ブックスタート事業に準じた事業を実施する市町村を含む。

項目	平成 24 年度実績	目標事業量等	目標年次
国際理解教育の実施状況	66.2%	100%	H29

※国際理解教育を行っている公立高等学校の割合

- 公園、遊び場の整備
 - ・ 北海道の豊かな自然環境を感じながら、子どもたちが遊びの中から社会性などを学ぶ機会を確保するため、公園や河川等の安全性を適宜点検し、安全かつ安心して利用できる公園や遊び場の修繕、維持に努めます。
- 食育等の普及
 - ・ 市長会や町村会との連携を深め、全市町村での食育推進計画の策定に向けて、必要な助言等を行い、地域ぐるみで食育の推進を図ります。
 - ・ 豊かな人間性をはぐくみ、生涯にわたり健康で豊かな生活を実現するため、学校、家庭、地域社会の連携のもと、ライフ・ステージにあった食育の普及を図ります。
 - ・ 子どもの頃から木や森との関わりを通じて豊かな感性と思いやりの心を育むため、木育マイスターなどの指導者の育成や各種情報発信による木育に対する理解の醸成を図ります。
 - ・ 道民の森の活用や木工教室の開催、木製遊具等とふれ親しむ場の創出など、体験学習の機会を充実します。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
食育推進計画を作成している市町村数	58 市町村	全市町村	H30

- 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
 - ・ 思春期における様々な悩みを解消するとともに、子どもたちが主体的に考える力を育むため、学校との連携により、ピアカウンセリングなどを取り入れた健康教育を推進します。

- ・ 地域における思春期保健活動を推進するため、道立保健所を中心に、市町村や地域の保健関係機関によるネットワーク会議や研修などを開催し、支援体制の整備を図ります。
- ・ 身近な地域において、思春期のこころとからだの悩み、相談に対応するため、道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」の相談体制を充実します。
- ・ 性に関する正しい知識の習得や薬物乱用の有害性・危険性に関する正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる力を育むため、学校における健康教育の充実や全道各地域での薬物乱用防止啓発活動を進めるとともに、学校や関係機関などとの連携のもと、地域が一体となった取組を推進します。

■教育環境の整備

- キャリア教育等の推進
 - ・ 若い世代から学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育成するため、学校教育における職場体験やインターンシップ等キャリア教育の充実を図ります。

項目	平成23年度実績	目標事業量等	目標年次
インターンシップの実施状況	46.8%	50.0%	H29

※全日制道立高等学校において、在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合

- 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備
 - ・ 基礎的・基本的な知識や技能、思考力や判断力などの確かな学力の育成のため、教育内容の一層の充実などに努めます。
 - ・ 「新たな高校教育に関する指針」に基づき、地域の実情に応じた総合学科や単位制高校、中高一貫教育校等、子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができる魅力ある高校づくりを進めます。
 - ・ 道民に幅広い教育の選択の機会を提供し、本道の教育の質の向上が図られるよう、私立学校への支援に努めます。
- 家庭及び社会教育への支援の促進
 - ・ 企業の自主的な家庭教育環境づくりを推進するため、「北海道家庭教育サポート企業」の拡大に取り組みます。
 - ・ 家庭教育における悩みや課題などに対し、臨床心理士による専門的な面接相談など家庭教育相談窓口の体制を整備するほか、地域における親子の学習機会の充実を図るための情報提供に努めるなど、家庭教育の向上に向けた支援体制を整備します。
 - ・ コミュニティ・スクールの活用などにより、地域住民と学校が連携を深め、地域一体となった学校教育活動の支援体制の整備を進めます。
 - ・ 子どもの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会との連携のもと、市町村が行う地域の特色を生かした社会体験活動やボランティア活動等の体験活動の情報提供に努めるとともに、ボランティア活動等への積極的な参加を促します。

- 子どもの健やかな成長を支えるため、異世代間の交流や野外活動、自然体験活動等交流体験活動の場として、道立青少年体験活動支援施設などの維持管理を行っています。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数	1,645 社	2,500 社	H29

- いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備
 - いじめの問題や不登校児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、警察、適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。
 - いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に向け、児童生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。
 - 引きこもりなど社会との関わりが難しくなった子どもに対し、共感し相談しあえる「メンタルフレンド」を派遣するなど、子どもの意欲や社会との関わりの回復を促し、社会的自立へとつなげていきます。
 - 情報モラルやルールの指導と併せて、携帯電話やインターネット等の危険性についての指導や教員の研修の充実を図ります。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
ネットトラブルの未然防止の取組状況	小学校：88.9% 中学校：92.1% 高等学校：100%	100%	H29

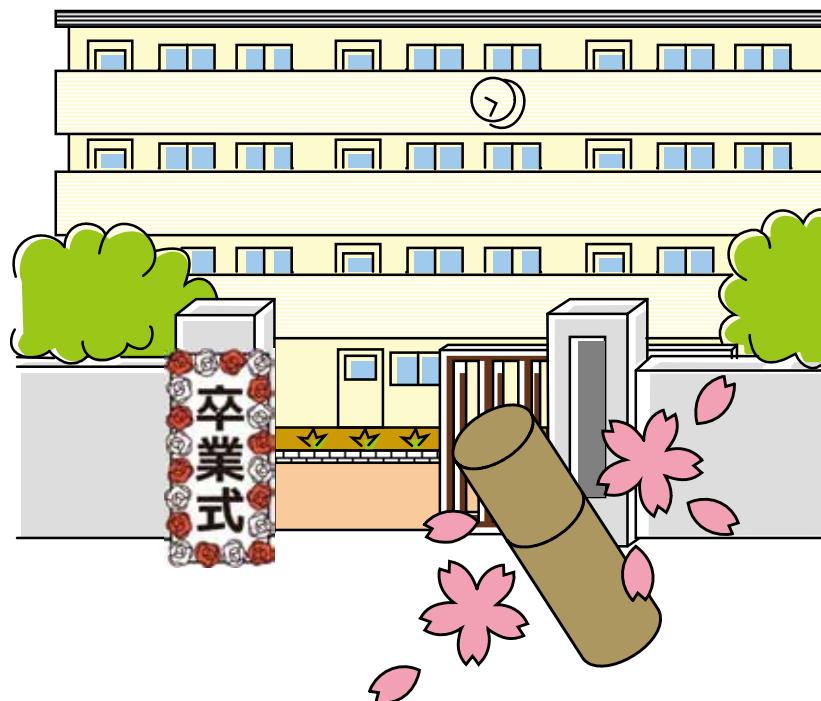
※定期的にネットパトロールを行っている学校の割合

- 経済的負担の軽減
 - 経済的な理由から修学を断念せざるを得ない子どもが少なくなるよう、各種奨学金制度等を継続するなど子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、子どもの修学機会の確保に努めます。

■若者への雇用環境の整備

- 若者の就業支援体制の整備
 - 教育部局と労働部局の連携により、早期からの勤労観や職業観の形成のため、保護者への就職に対する意識向上の働きかけや職場体験、インターンシップ等キャリア教育の充実等を図ります。
 - 関係機関との連携による経済界への求人要請を行うほか、学校との連携による企業訪問等の実施や就職面接会や相談会の開催、多様な職業訓練コースの提供を行うなど若年者への就業を支援します。
 - 職業教育を実践する私立専修学校等に対する支援に努めます。

- 若者が地域にとどまり、働く就労の場の創出
 - ・ 地域の基幹産業である農林水産業への就労を促進するため、農林水産業における担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営体の体质強化、栽培漁業や資源管理等による漁業経営の強化、森林資源の循環利用を促進するなど、一次産業の活性化及び安定化を図ります。
 - ・ 中心市街地における雇用の受け皿の確保として、商業機能の低下等による空洞化や高齢化の進行、消費者の購買意識の変化に対応するため、関係者が一体となった地域の実情に応じた取組を促進することにより地域商業の活性化を図ります。



地域の環境づくり

～社会全体で支える基盤づくり～

＜各ライフ・ステージを支えるために＞

- 結婚、妊娠・出産、子育て、子育ち・自立の各ライフ・ステージにおける切れ目のない支援を実施していくためには、引き続き、社会全体で子どもを守り育てていく取組の充実や環境の整備が必要です。
- 少子化対策は、人口減少問題の大きなウェイトを占めており、市町村における地域の実情に応じた取組への支援等、人口減少問題への対応とも連動した取組が必要です。

＜具体的な取組＞

■社会全体による取組の推進

- 少子化対策に関する推進体制の整備
 - ・ 地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援事業を実施するため、各総合振興局・振興局ごとに設置した「少子化対策圏域協議会」において、市町村や関係事業者等との連携のもと、地域の課題の把握や情報共有を行うとともに、地域の実情や課題に応じた対策の検討を進めるなど、協議会の積極的な活用を図ります。
- 地域における取組への支援
 - ・ 各総合振興局・振興局において、子育て中の親や子育て支援団体等を対象とするセミナー等を開催し、地域での先進的事例の紹介など、地域における子育て支援の取組を促進するとともに、地域の子育てネットワークの構築を支援します。
- 子育て支援団体等の活動の促進
 - ・ 身近な地域で子育て家庭の不安や悩み等に対する相談指導や地域の子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点の活用が広がるよう、各種広報媒体を活用した周知を図ります。
- 地域住民等による地域ぐるみの取組の促進
 - ・ 地域における子育てを応援する気運の醸成や地域住民の積極的な参加による取組を推進するため、「北海道すきやき隊」や地域の「せわづき・せわやき隊」、「どさんこ・子育て特典制度」などの子育て支援活動を社会的に評価し、意欲向上につながる支援策の検討を進めることにより、地域の子育て力を高め、子育てしやすい環境づくりを促進します。
 - ・ 少子化に対する問題意識を広めるため、少子化対策パネル展の開催などによる意識啓発を図ります。
 - ・ 地域の高齢者には、その経験や知恵を活かした子育て支援活動が期待されるため、老人クラブへの加入を促進するとともに、老人クラブ等でのボランティア活動や地域活動への参加拡大を図ります。

- 主任児童委員・児童委員は、子育てなど様々な悩みに対応する地域の相談役であることから、研修の実施による資質の向上を図るなど、より積極的な活動を促進します。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
せわづき・せわやき隊等の組織化	95 市町村	全市町村	H31
少子化対策パネル展の開催	延べ 73 か所	延べ 150 か所	H31

■教育環境の整備

- 木育の促進
 - 子どもたちが学校など公共の場において、木材や木製品とふれ親しむことを通じ、心の安定や豊かな感性を育むことが期待できることから、公共建築物等の木造化・木質化や木製家具・遊具等の導入を促進します。

■生活環境の整備

- 子育てに配慮した住宅の供給促進
 - 公営住宅にユニバーサルデザインの導入を図るとともに、子育てしやすい広さや子どもの数、ライフスタイルに対応できる住居空間の柔軟性の確保など、子どものいる世帯が安心して快適に暮らすことができる公営住宅の提供や普及に努めます。
 - シックハウス症候群などの不安解消に向け、相談対応や検査体制などの維持に努めるとともに、建築基準法に基づくシックハウス対策の遵守について、指導に努めます。
- 安全な道路交通環境等の整備
 - 子どもを交通事故の被害から守るため、「北海道交通安全基本条例」に基づき、交通安全施設等の整備や子どもに対する交通安全教育を推進します。

項目	平成 24 年度実績	目標事業量等	目標年次
地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校：85.8% 中学校：84.0%	100%	H29

- 子育てバリアフリー等の整備
 - 「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づき、妊産婦や子育て家庭が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等におけるバリアフリー化を推進します。
 - 妊産婦等への配慮など社会全体が互いに思いやり助け合う社会の実現に向け、「心のバリアフリー」化を進めるため、「マタニティマーク」や「妊婦さんの日」が多くの人々に浸透するよう、広報啓発に取り組みます。

- 授乳やおむつ交換ができる施設を登録・紹介する「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録等促進事業の更なる登録数の拡大をめざし、公共施設や店舗、企業等に積極的に働きかけ、親子が安心して外出できる環境づくりを推進とともに、携帯サイト等の活用による情報発信を行います。

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数	70 市町村	全市町村	H31

- 犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進
 - ボランティアの協力による通学路の安全確保のほか、「子ども 110 番の家」等の緊急避難場所や地域の危険箇所等を掲載した通学安全マップの作成・活用など、関係機関との連携のもと、子どもたちを見守る体制づくりを促進します。
 - 住民の自主防犯行動を促進するため、地域安全情報メールの発信による注意喚起や防犯意識の向上を図ります。
 - スクールガードの養成やスクールガードリーダーの巡回指導など、市町村における地域ぐるみの安全体制づくりを支援します。
 - 青少年を非行や犯罪被害から守るため、インターネットなどからの有害情報や有害図書類など青少年に有害な環境の浄化と非行防止に向け、地域が一体となって進める啓発活動を支援するとともに、少年電話相談などの相談体制の維持、周知に努めます。
 - 携帯電話販売業者などを含む関係機関との連携協働により、フィルタリングの普及促進に努めます。
 - 児童生徒のネットの不適切な利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロールの実施や保護者等への啓発活動等を推進するほか、地域や学校、家庭など道民一丸となって青少年の非行と被害の防止に取り組む「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」などの活動を展開します。



■市町村における取組への支援

- 定住や移住促進に向けた取組への支援
 - ・ 道内の各市町村が、安心して結婚、出産・子育てができ、将来に夢や希望を持って生活できる活力あふれる地域となるよう、市町村における移住者の効果的な受入施策の検討を支援し、首都圏などでの道内市町村等の魅力を発信し、安定した社会経済環境の推進を図るなど、将来親となる若者の地域への定住や道外在住の子育て世代の道内移住などを促進します。
- 総合振興局・振興局による市町村支援
 - ・ 各地域のニーズに応じた地域子ども・子育て支援事業を実施するため、各総合振興局・振興局ごとに設置した「少子化対策圏域協議会」において、市町村や関係事業者等との連携のもと、地域の課題の把握や先進的な取組の収集とその情報共有を行うとともに、地域にあった対策の検討を進めるなど、市町村への支援を促進します。

■国の施策に関する提案

実効ある少子化対策を推進するためには、国における各種制度の創設や拡充などが不可欠であり、次の各事項について、全国知事会等とも十分連携を図りながら、国に対し提案を行っていきます。

- 少子化対策の抜本強化
 - ・ 結婚や子どもを持つことを望む方の希望がかない、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備していくため、積雪寒冷や広域性など本道の地域特性に応じた少子化対策や子育て支援の抜本的な充実強化
 - ・ 子育てに伴う経済的負担軽減を図るため、子どもの医療費助成制度の創設や、結婚する若者や子育て世帯向け住宅の供給促進、抜本的な税制改革
 - ・ 不妊に悩む方の負担軽減を図るため、特定不妊治療助成制度の拡充や医療保険適用範囲の拡大
- 子育て支援等に係る施策の充実
 - ・ 子ども・子育て支援新制度が円滑に推進されるよう、地域の実情に応じた教育・保育の提供体制や様々な子育て支援サービスの充実に向けた財政措置の拡充
- 子どもの安全・安心の確保
 - ・ 家庭での養育に恵まれず、社会的養護を必要とする子どもたちに対する支援の充実が図られるよう、家庭的養護の推進や退所児童への自立支援、ファミリーホームの運営の安定化など、社会的養護体制の充実に必要な財政措置
 - ・ 道民全体の宝である子どもたちが健やかに成長していくよう、児童相談所や児童養護施設等の機能強化など、児童虐待の防止等に向けた体制の充実
 - ・ ひとり親家庭等の自立に向けた、生活面や就業面などの総合的な支援の充実

2 重点施策目標

本道の少子化を巡る各市町村における要因分析を行った結果、出生率を高水準に維持するためには、結婚や出産を望む人々が、希望する時期に結婚や出産の望みがかなえられる環境づくりを進め、地域や家庭における子育て環境を整える必要があり、また、児童虐待に対する児童相談所への相談が平成25年度に過去最高の件数に上るなど、子どもの安全・安心を確保するための取組が強く求められている状況にあります。

このため、こうした要因分析や本道における少子化の現状、社会経済情勢の変化などを踏まえ、第三期計画の5年間においては、次に掲げる環境づくりを着実に推進するため、3つの重点施策目標を定め、その目標達成に向けた施策の展開に重点的に取り組みます。

- (1) 結婚や出産を望む人々が、希望する時期に結婚や出産の望みがかなえられる環境づくり
- (2) 子育て世帯の負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境づくり
- (3) 道民全ての宝である子どもたちの健やかな成長を地域全体で見守り、その安全・安心をしっかりと保障できる環境づくり

〔重点施策目標〕

- (1) 未婚化・晩婚化への対応
- (2) 子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成）
- (3) 子どもの安全・安心の確保

(1)未婚化・晩婚化への対応

① 現状

- 本道の未婚率は、昭和60年には男性26.8%、女性21.5%であったものが、平成22年には男性で3ポイント、女性で1.3ポイント上昇するとともに、平均初婚年齢も男性で1.4歳、女性で1.5歳上昇しています。
- 一方で、道内には「結婚して、子どもを持ち、親になりたい」と思う大学生が80%以上いることや、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、「適当な相手に巡り会わない」ことを結婚できない理由にあげ、「結婚資金（挙式や新生活の準備のための費用）」が結婚の障害になっているとしている男女多くいることが明らかになっています。

② 課題

- 結婚を望む方が希望する時期に結婚できるよう、出会いの場の紹介や将来のライフプランに希望が持てる環境の整備を進め、結婚を望む人たちを社会全体で応援する気運の醸成が必要です。

③ 主な取組

- 結婚を望む方の希望が実現するよう、婚活情報総合ポータルサイトなどによる適切な情報提供体制の整備や結婚を希望する方へのセミナーの開催など、出会いへのサポートを行うとともに、結婚に関する相談やアドバイス等に適切に対応できるサポート体制づくりを進め、結婚支援を行います。
- 住み慣れた地域で結婚し、暮らしていくことを望んでいる方々が多くの出会いの機会にめぐまれるよう、近隣市町村が協働で実施する婚活事業など、広域的な連携による結婚サポート事業への支援を行います。

【再掲】

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
婚活セミナーの開催数	—	延べ 35 か所	H31

- 大学生や専門学校生、高校生を対象に、家庭や子どもを持つことの素晴らしさや少子化の現状・課題への理解を深めるための講座やセミナー等を全道各地域で開催することにより、社会全体で結婚を支援する気運の醸成を図ります。

【再掲】

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
次世代教育のための出前講座実施数（大学数）	16 校	延べ 120 校	H31

(2)子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成）

① 現状

- 本道の通常保育については、平成 25 年度で 71,027 人まで定員を増やし、第二期計画の目標である 66,228 人を約 5 千人上回っていますが、札幌市等の都市部を中心に 473 人の待機児童が発生しています。
- 保育サービスの中には、休日保育や病児・病後児保育など、計画目標に達していないサービスがある等、保護者の希望に応じきれていない状況も生まれています。
- 認定こども園は、保護者の要請や地域の多様な需要に対応するため、平成 22 年 4 月の 26 施設から、74 施設（H26.6）に増えています。
- 放課後児童クラブは、926 か所の計画目標に対し、平成 25 年度で 924 か所設置され、概ね目標どおりの整備が図られていますが、放課後子供教室は 52.5% の市町村での設置にとどまっています。

② 課題

- 都市部では、雇用形態の多様化や育児休業後の復職者の増加等により、保育需要が増え、計画的な定員増を進めていますが、待機児童の解消に至っていません。

また、夜間保育や休日保育、病児・病後児保育などの保育サービスについては、サービスの種類や地域によって取組の差がでています。

- 潜在的なニーズも含めた保育需要の的確な把握を行い、需要に見合った計画的な保育サービスの確保と認定こども園等の整備促進が必要です。
 - 様々な保育ニーズへの対応や良質な保育サービスの提供を確保するために、保育士の確保と資質の向上が求められています。
 - 「小 1 の壁」と称される就学後の対策や子どもたちが安心して活動し、社会性を身につける機会となる放課後児童対策のニーズは益々増加することが見込まれています。
- ③ 主な取組
- 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域のニーズに応じた保育所や認定こども園、保育サービス等の計画的な整備を促進します。

【再掲】

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
待機児童数	473 人	ゼロ	H29

【再掲】

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
地域子育て支援拠点	303 か所	398 か所	H31
時間外保育(延長保育)	498 か所	856 か所	H31
病児・病後児保育	29 か所	86 か所	H31
一時預かり	317 か所	540 か所	H31
子育て短期支援	27 市町村	47 市町村	H31
利用者支援事業	—	53 市町村	H31

【再掲】

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
夜間保育	6 か所	10 か所	H31
休日保育	27 か所	55 か所	H31

- 様々な保育ニーズへの対応や良質な保育サービスの提供を確保するため、保育士の確保と資質の向上のための取組を推進します。
- 放課後児童クラブ等に対する的確なニーズを把握し、必要に応じた体制整備を図りながら、放課後児童の健全育成と子育て家庭への支援を行います。

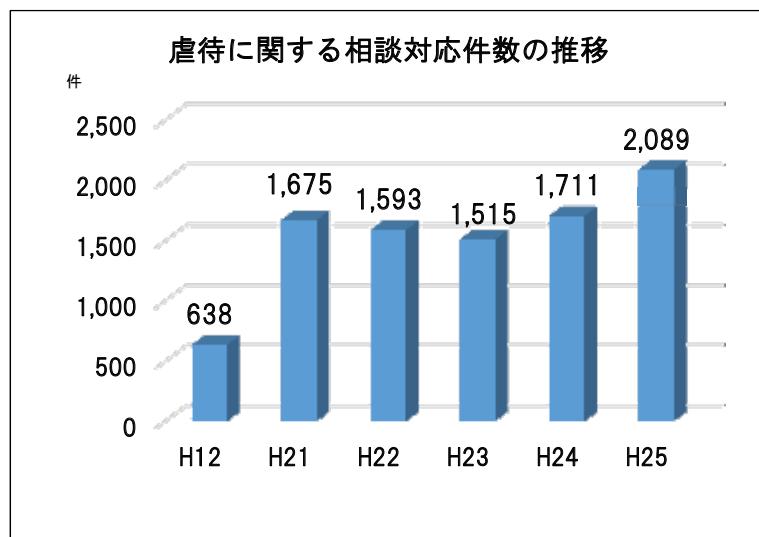
【再掲】

項目	平成 25 年度実績	目標事業量等	目標年次
放課後児童クラブ	924 か所	1,016 か所	H31

(3) 子どもの安全・安心の確保

① 現状

- 家庭での養育に恵まれず、社会的養護を必要とする子どもへの支援については、小規模で家庭的な養育施設の整備や児童養護施設等における処遇の向上、児童養護施設等退所者などへの自立促進に向けた取組を進めています。
- 児童虐待等に対応するため、全ての市町村に要保護児童対策地域協議会が設置され、地域における連携体制の整備が図られるとともに、児童相談所の機能の充実や市町村において乳幼児健診時等に虐待のリスクのある家庭を早期に把握し、支援する「虐待予防ケアマネジメントシステム」等の構築が進んでいます。
- 一方で、児童虐待に対する社会的関心の高まり等から、本道における児童虐待に対する児童相談所での相談対応件数は、平成25年度に過去最高の2,089件に上っています。



② 課題

- 家庭での養育に恵まれない子どもが、一人ひとりの状況を十分に考慮された生活環境の下で養育されるためにも、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設を中心に、養育環境の整備を図っていく必要があります。
- 児童養護施設等を退所した子どもが、自立した生活を築いていくためには様々な困難があることから、退所後のアフターケアの取組を推進する必要があります。
- 児童虐待を未然に防止するため、今後、要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携を一層強化し、その機能の充実を図っていく必要があります。

③ 主な取組

- 家庭での養育に恵まれない子どもが、安定した人間関係の下で安心して養育されるよう、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設など施設の小規模化や地域分散化、里親やファミリーホームの活用を図ることにより、家庭的養護を推進します。

【再掲】

	現状 平成 25 年度			前期 平成 31 年度			中期 平成 36 年度			後期 平成 41 年度						
	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合				
本体施設	25	1,611	73.3%	25	1,439	66.4%	26	1,299	60.1%	27	752	37.5%				
小規模グループケア	3	6	3.6%	3	18	7.5%	12	80	11.2%	67	402	28.8%				
地域小規模児童養護施設	12	72		24	144		27	162		29	174					
里親	431		23.1%	457		26.1%	482		28.7%	507		33.7%				
ファミリーホーム	13	77		18	108		23	138		28	168					
計	2,197			2,166			2,161			2,003						
家庭的養護を必要とする児童の見込み数	2,036 (実績値)			1,855			1,750			1,650						

- 児童養護施設等で暮らす子どもへの進学や就職を支援するとともに、退所後のアフターケアの充実を図ります。
- 児童虐待の未然防止体制を一層強化するため、虐待予防ケアマネジメントシステム等で早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会を中心とした、地域における見守り機能の強化に向けたネットワークづくりを進めます。

第6 計画の推進

少子化問題は、未来に夢や希望が持てる活力ある北海道を実現していく上で、大変重要な課題であり、その改善に向けては、国、道、市町村が一体となって取組を推進するとともに、北海道全体の気運を盛り上げ、すべての道民が少子化社会に対する共通認識の下で、主体的かつ長期的に取組を進めていくことが不可欠です。道では、あらゆる機会、資源等を総動員して本計画を着実に推進していくこととしておりますが、そのためには道民一人一人の意識改革や役割分担なくしては実現が難しいものと考えております。

このため、様々な方々の知恵やアイディアを結集し、実効性のある少子化対策となるよう常に検証、検討を行い、それが一人の参加から、地域ぐるみの取組となり、さらには北海道全体での大きな広がりに発展していくよう努めてまいります。

1 計画の推進体制

(1) 道の推進体制

道では、条例第19条に基づき、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、知事を本部長に、関係部長を本部員とする「北海道少子化対策推進本部」を設置し、これまで計画の推進に取り組んできました。こうした中、平成26年10月に、本道における人口減少問題に対応するため、知事をトップとして、振興局も含めた全庁横断的な推進体制として「人口減少問題対策本部」が新たに設置されたことから、少子化が人口減少の大きな要因の一つであることを踏まえ、今後は、「人口減少問題対策本部」において、少子化対策を総合的かつ計画的に推進していくこととします。

また、計画の進捗状況等の進行管理などを行うため、「人口減少問題対策本部」の下に、各部関係課長等による部会（幹事会）を設置します。

(2) 地域における推進体制

少子化対策を推進する上では、地域の特性や実情を踏まえた取組が益々重要となることから、総合振興局・振興局ごとに、保健、医療、福祉、労働、教育その他子どもに関する幅広い分野の関係機関をメンバーとして設置している「少子化対策圏域協議会」において、少子化対策に係る情報交換や検討協議を行うとともに、少子化対策圏域協議会全道連絡会議の開催などを通じて、関係機関と連携した取組を推進します。

(3) 北海道子どもの未来づくり審議会

道では、条例第22条に基づき、少子化対策を推進するための知事の諮問機関として「北海道子どもの未来づくり審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、これまで少子化対策の重要事項の調査審議等を行ってきており、今後とも、計画の推進状況や施策等の評価などに関して、審議会からの意見をいただき、計画に登載する施策や事業の進め方などに反映してまいります。

2 計画の点検評価

道では、条例第21条に基づき、毎年、計画に関する推進状況について公表します。

毎年度実施する点検評価に当たっては、各年度の取組の概要や事業指標の達成状況などについて、道民にわかりやすい内容となるように努めるとともに、道民意識やニーズの変化等を的確に把握するため、必要に応じ、調査等を行います。

また、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルに基づく点検手法により、施策の内容や取組方法等の不断の見直しを行います。

